

平成19年2月27日

教育委員会への文部科学大臣の
関与の強化に対する地方六団体意見

地方六団体

教育委員会に対する是正の勧告・指示、教育長の任命についての関与など文部科学大臣の関与の強化は、地方分権一括法による改正前の教育行政に後戻りさせるもの。

地方分権一括法（平成12年施行）により、国と地方の関係は、それまでの「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へ。

文部科学省と教育委員会の関係についても、新しい国と地方の関係における関与のルールに従って改革。

・大臣による教育長の任命承認制の廃止

・大臣による教育委員会に対する是正の勧告・指示については、特別法ではなく、「法令違反」、「著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるとき」に限定し一般ルールに沿って実施

教育委員会に対する国の関与の強化は、文部科学省と教育委員会を上下・主従の関係に置くものであり、地方分権一括法による改正前の教育行政に後戻りさせ地方分権の流れに逆行するものである。

現在でも文部科学大臣は教育委員会に対する是正の要求など関与の権限・手段を持っており、制度的には十分な手だてがとられている。

「対等・協力の関係」にふさわしい関与のルールの下、現在でも文部科学大臣は教育委員会に対する是正や改善の要求など関与の権限・手段を持っている。

地方自治法

大臣から教育委員会に対する、是正の要求(都道府県に対する市町村への是正要求の指示を含む)、資料の提出要求、技術的な助言・勧告
地方教育行政の組織及び運営に関する法律

大臣から教育委員会に対する、必要な指導・助言・援助(都道府県に対する市町村への指導等の指示を含む)、調査、資料・報告の提出要求

【平成11年6月30日 有馬文部大臣国会答弁】

文部省といたしましては、改正後の地方自治法の規定に従って適切に対処すると考えておりますし、地教行法第48条の指導、助言等を通じまして各都道府県及び市町村における教育事務の適正な執行の確保に努めてまいりたいと考えております。

文部科学大臣は、地方自治法に基づく「是正の要求」の権限を一度も行使したことがない。にもかかわらず、さらに権限強化に向けた法律改正は、これまでの地方分権の流れに反するものである。

現在、文部科学大臣が持っている関与の権限・手段で何が不十分なのか、あるいは運用の問題なのかなどについて検証・分析を行っていない。

教育委員会の再生のため、国の関与を強化するというのは誤り。

教育再生会議は、教育委員会に対する文部科学大臣の関与を強化すべきと提言している。しかしながら、教育委員会の再生のためになぜ国の関与の強化が必要なのか、何ら論理的に結びつく説明や立証がなされていない。

中央教育審議会において文部科学省より、「文部科学大臣は教育長の任命について一定の関与を行う」との改正案が示されているが、どのような場合に、どのような関与が必要なのか具体的に全く示されていない。

そもそも、地方公共団体の人事に国が関与すること自体、地方分権の流れに逆行するものである。

むしろ、地方分権によりそれぞれの教育委員会に当事者意識と責任を持たせることにより、教育の再生をめざすべきである。

教育委員会に対する国の関与のあり方は教育制度の根幹に関わる重要な問題である。今回は、検討・議論を重ねる十分な時間も与えられておらず、いかにも拙速である。

現在の教育委員会に対する文部科学大臣の関与のあり方は、次のような長期間にわたる議論を経た結果のものである。

- ・地方分権推進委員会（平成7年設置）において、6年間、245回（うち、新しい国と地方の関与を提言した第二次勧告まで2年間、149回）にも及ぶ審議が行われた。
- ・中央教育審議会において、地方教育行政の在り方について1年間、32回の審議が行われ、「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月）が答申された。

これに対し、教育再生会議は、平成18年10月に設置されて以来、分科会を含め15回の審議を経て、約4ヶ月という短期間で多岐にわたる課題について提言をとりまとめた。このうち、学校再生分科会は、約3ヶ月間、6回の審議を行い、教育委員会制度の抜本的見直しをとりまとめた。

2月6日に審議が開始された中央教育審議会では、約1ヶ月程度での審議により結論を得ようとしている。

教育委員会に対する国の関与のあり方は教育制度の根幹に関わる重要な問題であり、十分な検討・議論を重ねる必要がある。

教育の再生には、分権型の教育の仕組みをつくることが不可欠。

教育の再生には、各地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むことができるよう分権型の教育の仕組みをつくることが不可欠。

文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 学校の縦割り型・円筒型の上意下達の仕組みを変えていかなければならない。

教育委員会が、文部科学省よりも教育の受益者である児童生徒・保護者・住民に対して目を向け、責任を果たしていけるようにしなければならない。

教育委員会の役割、責務を明確にし、各地域がそれぞれの実情に応じて創意工夫や主体性を発揮できるように改革すべき。

- ・ 国が教育の達成すべき基準を示し、その上で地方が地域の実情に応じて創意工夫や主体性を発揮できるような仕組みが、今後の21世紀の分権型社会における教育のあり方である。